

自動車・同付属品製造業における研削盤、バフ盤を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	18～19	カーエアコン部品の切削加工作業終了後、装置内の掃除をする為にエアガンのノズルを交換した際に、清掃用ノズルをクーラントタンクへ落とした。クーラントタンクよりベルトコンベアでチップコンベアの点検口にノズルが流れていった。チップコンベアの点検口からノズルのホースが見えたので、拾おうと右手を入れチェーンに巻き込まれた。停止ボタンを押しチェーンを停止させ、右手を引き抜こうとしたがチェーンに巻き込まれていた。	56	50～99
5	8～9	工場エンジン製造部に所属する受傷者は、シリンダーヘッド仕上げ工程にて、夜勤作業終了後、残業で仕上設備の機内不要鉄板及び鉄骨パイプ除去を実施した。鉄板及び鉄骨の一部を電気サンダーにて切断除去後、機内に残存した右側上部鉄骨を除去する為、粗材クランプ治具上でそんきょ姿勢をとり、電気サンダーで切断を始めたとき、砥石が食いついた反動で電気サンダーが跳ね返り、砥石が右足大腿部に接触し受傷した（8針縫合）。	33	1000～9999
5	17～18	工場内で耐熱鋳鋼品を研磨中に、ドレッサー台を研磨機の上に置いていたとき、砥石が目詰まりしてきたのでドレッサーを掛けようとして左手でドレッサー台を取ろうと握ったところ、研磨機のシャフトとドレッサー台に挟まれて左手中指を負傷した。	25	30～49
7	14～15	会社工場内において、トラックの荷台下にもぐってサンダーをかけていたところ、反動で跳ね返ってきた刃が右の頬の辺りに接触し、切れて負傷した。	26	10～29
9	18～	第二工場研磨課ラインに於いて、センターレスの段取り作業中、砥石が止まっていると勘違いし、左手を出してしまい、左手第二指先端部を削ったものである。	53	100～

	19			299
9	4~5	第二工場鑄造ライン（4VI）にて、被害者に両頭グラインダーを使用、自動車部品?チューブディファレンシャルの張取り加工を行う為?を両手で保持、まず砥石とその?との張取り位置姿合わせをワークレストから浮かした状態で行っていたが、この作業中、誤って?が砥石に接触した時砥石が回転中であった為その回転力で?は下方向に振じられながらワークレストに強く突きあたった際?を保持していた両手中、左母指末節部を間に挟み負傷したものである。	57	10~29
11	11~12	鑄仕上作業場で、#524フランジを研磨中、受け台の溶接していた部分に何らかの力が加わり、受台が外れて前に倒れた時、外れた受台が砥石とかんで割れた。その際、割れた砥石の破片が右手親指、人差し指、中指及び右側骨盤に当たり負傷した。	62	30~49
12	9~10	当社内で研磨加工中、機械が回っているところとうっかり手を出してしまい、怪我をした。	46	10~29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html